

那覇市立病院の地方独立行政法人化について



地方行政独立法人那覇市立病院 理事長兼病院長 與儀 實津夫

今年平成20年4月1日、那覇市立病院は開設28年を経て地方独立行政法人へ移行をしました。今回、當銘正彦広報担当理事よりその経緯と今後の展望について書くようにとの依頼がありましたのでいささかの所見を述べたいと思います。

まず改革を考えたきっかけは、平成18年4月の診療報酬改定時に出された7対1看護基本料創設の衝撃でした。近年医療費の抑制を目的として次々に打ち出される診療報酬改訂に対して、これまでも病院経営の中で危機感を抱いていました。

市立病院は14年前、累積した大幅な赤字のために病院の存亡を問われた時期がありました。その後職員の意識改革と経営改善の努力を重ねた結果、ここ十年来黒字経営を堅持出来るようになりました。今では、年間約5万人余の救急患者受け入れ、小児科専門医常駐による24時間・365日救急対応などにも取り組むと共に、がん診療拠点病院の指定を受け市民から信頼される病院になったと自負しております。

しかし、厚労省は平成18年4月、3.16%の診療報酬削減、次いで7対1入院基本料の創設を発表しました。その結果当院の平成18年度収支は、約5,000万円の赤字に陥りました。厚労省の指針通り看護師の配置を10対1から7対1にすれば診療報酬の加算が得られ赤字解消の一助になると考えられましたが、定数条例に縛られる本院はそれがありません。さらに総務省は国と地方公務員の定数を削減するという方針を出し、那覇市も4.6%の削減目標を掲げ病院も聖域ではないといわれました。このままでは7対1どころか、10対1看護体制も維持出

来なくなるという副院長兼看護部長の悲痛な訴えに対して、直ぐなる打開策が見つかりません。病床閉鎖を余儀なくされると、県立病院の苦しい状況もマスコミから聞こえてきました。総務省と厚労省の相矛盾する政策のはざままで身動きが取れない状況になり、病院幹部は病院崩壊への強い危機感を抱くにいたりしました。一方、ここ数年優秀な医師が毎年一人二人と民間病院へ高額の給与条件で引き抜かれており、それに対して自治体病院故に医師の評価、対応の手段がなく苦慮を続けているのも現状でした。

毎週開かれる管理会議のなかで解決策への模索が続きましたが、平成15年に地方公営企業法の全部適用病院になった事も何の解決策を示さず、最善と思われる打開策は「非公務員型の地方独立行政法人化」しかないという結論にいたりしました。

院内幹部の意志は固まりましたが、何といても市立病院の開設者である市長の了解を得ることが先ず第一歩です。院長、3名の副院長、事務局長、次長等9名の管理会議のメンバー全員で市長・三役への説明機会の調整をお願いしました。11月に入ってそれが叶い、3回にわたって「市立病院の地方独立行政法人化」の必然性、制度、将来性等について説明の場をもうけて戴きました。終始丁寧な耳を傾けられていた翁長市長は最後に、「分かりました。やりましょう」と最終判断を下されました。しかし続けて「これは大変な事業です。ここに出席した病院の皆さんは、全員最後まで逃げずにやり遂げることが出来ますか」と不退転の決意を求められました。もちろん、今更後へ引けません。一同感謝して辞し、それこそ不退転の「那覇市立

病院独法化」への準備にかかりました。

市議会議長・副議長、与党議員の説得活動を開始し紆余曲折はありましたが、おおよその了解を取り付けて平成19年1月17日、市長と共に「那覇市立病院の地方独立行政法人化」の方針表明の場に臨むことが出来ました。それから、病院職員への説明会、定款・必要な条例改正に対する市議会での数々の質疑応答、組合団交をこなす嵐のような1年が続きました。

そして平成20年4月1日、ついに「地方独立行政法人那覇市立病院」の設立登記をすませ新たな那覇市立病院のスタートの日を迎えることが出来ました。

それから約3ヶ月が経過した今、その善し悪しを語るにはまだ早いと思われるかもしれませんが、現実

は厳しく7対1看護体制の看護師確保にまだ一歩というところです。しかし時間を要するでしょうが、光が見えているのを実感しています。又独法化後も当院での後期研修継続を表明する研修医も数名おり、欠員の生じた診療科医師の全国的募集に応えた数名の優秀な専門医が加わることも決まりました。

新体制での私の責任はずしりと重くなることは覚悟していましたが、以前の強い閉塞状況からの解放感があり、希望への道が広がったとの思いもあります。これからも那覇市立病院が、市民から信頼され選ばれる病院として存続して行けるように努力を続けるつもりです。諸兄のご鞭撻とご指導を切に期待いたします。

お知らせ

会員にかかる弔事に関する医師会への連絡について（お願い）

本会では、会員および会員の親族（配偶者、直系卑属・尊属一親等）が亡くなられた場合は、沖縄県医師会表彰弔慰規則に基づいて、弔電、香典および供花を供すると共に、日刊紙に弔慰広告を掲載し弔意を表することになっております。

会員に関する訃報の連絡を受けた場合は、地区医師会、出身大学同窓会等と連絡を取って規則に沿って対応をしておりますが、日曜・祝祭日等偶に当該会員やご家族からの連絡がなく、本会並びに地区医師会等からの弔意を表せないことがあります。

本会の緊急連絡体制については、平日夜間、日曜・祝祭日については、事務局が所在する県立浦添看護学校の警備員が対応し、担当職員に取り次ぐことになっておりますので、下記宛ご連絡下さいませようお願い申し上げます。

連絡先 沖縄県医師会事務局

TEL 098 - 877 - 0666

担当者 庶務課：上原貞善 池田公江